佐野市介護予防・日常生活支援総合事業 (訪問型サービス B) 委託契約書

佐野市(以下「甲」という。)と_ 佐野市介護予防・日常生活支援総合事 次のとおり委託契約を締結する。						
(委託) 第1条 甲は、佐野市介護予防・日常 乙に委託し、乙はこれを受託する			・事業(じ	大下「真	事業」と	いう。)の運営を
(委託期間) 第2条 委託期間は、令和 年	月	目から)令和	年	月	日までとする。
(委託料) 第3条 委託料は、金 2 甲は、乙の請求により委託料のでき、乙の請求した日から30日 3 乙は、委託料を他の事業と分離 ばならない。	全部又は- 以内に当記	一部に 亥金額	を乙に見	支払う	ものとす	一る。
(運営方法) 第4条 乙は、要綱及び甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、事業を実施するもの とする。						
2 実施日時は、原則 <u>毎</u>	曜日	午	:	~	•	`
<u>毎</u>	曜日	午	:	~	:	とし、
実施団体の拠点となる場所は住所						
<u>名</u>	称					
電	話		()		とする。
3 提供する内容については、以下の	カレセカ	レナス				
ア掃除	~/ C 40 7 (,。 洗濯			
ウ 布団干し・布団カバー交換			衣類の	を理 、	ボタンケ	† <i>l</i> †
オ買い物、薬の受け取り			ゴミ出し	_ ·	v. / V	, • /
キー草取り			話相手	_		
ケー電球交換			その他	()
なお、事業の内容等を、乙はあらかじめ利用者に周知しなければならない。						

3 乙は、委託期間満了後、速やかに事業実績報告書を甲に提出するものとする。

(報告義務)

第5条 乙は、事業の実施中に事故等が発生した場合は、速やかに甲に報告しなければな らない。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(解除等)

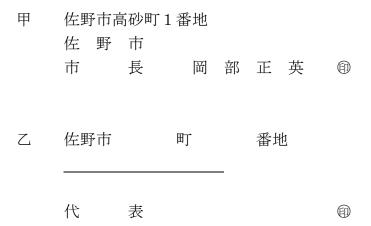
- 第7条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、催告なしにこの契約を解除することができる。
 - (1) 甲が、乙の事業に関する処理を不適当と認めたとき。
 - (2) 甲が、乙がこの契約を履行することができないと認めたとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除したときは、甲は、前金払いにより支払った委託料 がある場合、当該解除に係る部分について乙に返還させるものとする。

(疑義等の決定)

第8条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の うえ別に定めるものとする。

この契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通 を保有するものとする。

令和 年 月 日



個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を 適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又 は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、 同様とする。

(従事者への周知)

第3 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても当該 業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しては ならないこと等、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な管理)

- 第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止 その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。 (収集の制限)
- 第5 乙は、この契約による業務を処理するために個人情報を収集するときは、当該業務 を処理するために必要な範囲内で、適性かつ公正な手段により行わなければならない。 (目的外利用等の禁止)
- 第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報 を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。 (複写等の禁止)
- 第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するに当たって甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若 しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後 直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、 当該指示における方法によるものとする。

(調査)

第9 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の取扱状況について、随時に調査することができる。

(指示)

第10 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱う個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(損害賠償)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務を処理するに当たり、 甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。この契約に よる業務のうち個人情報を取り扱う事項を再委託した場合において、再委託先の責めに 帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも、同様とする。